

＜相続の放棄の申述＞

1 概要

相続が開始した場合、相続人は次の三つのうちのいずれかを選択できます。

- ア 相続人が被相続人（亡くなった人）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認
- イ 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
- ウ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人が、イの相続放棄又はウの限定承認をするには、家庭裁判所にその旨の申述をしなければなりません。ここでは、イの相続放棄について説明します。

2 申述人（申述ができる人）

- ・相続人（相続人が未成年者又は成年被後見人である場合には、その法定代理人が代理して申述します。）

未成年者と法定代理人が共同相続人であって未成年者のみが申述するとき（法定代理人が先に申述している場合を除く。）又は複数の未成年者の法定代理人が一部の未成年者を代理して申述するときには、当該未成年者について特別代理人の選任が必要です。

3 申述期間

申述は、民法により自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内にしなければならないと定められています。

4 申述先

- ・被相続人の最後の住所地の家庭裁判所となります。
- ・被相続人の最後の住所地が東京都内の場合の申述先は、次のとおりです。

（被相続人の最後の住所地）	（申立先）
東京23区内、三宅村、御蔵島村、小笠原村	東京家庭裁判所（本庁）
八丈町、青ヶ島村	東京家庭裁判所八丈島出張所
大島町、利島村、新島村、神津島村	東京家庭裁判所伊豆大島出張所
上記以外の市町村（多摩地区）	東京家庭裁判所立川支部

被相続人の最後の住所地が東京都以外の場合の管轄については、[裁判所ウェブサイトの裁判所の管轄区域](#)をご覧ください。

5 申述に必要な費用

- ・収入印紙・・・申述人1人につき800円

・連絡用の郵便切手・・・110 円×4 枚　（合計 440 円分）

6 申述に必要な書類

・相続放棄の申述書 1 通・・・【申述書】・【申述書記載例】を参照

・申述人の戸籍謄本及び被相続人の除籍謄本、住民票の除票等

→ 戸籍謄本等については、被相続人と申述人の関係によって、揃えていただくものが異なりますので、別紙「相続放棄の申述の際に必要な添付書類」を参考にご準備ください。戸籍謄本（全部事項証明書）等は、原本に代えてコピー（写し）を提出していただいても差支えありません（担当裁判官の指示により、原本の提出を求めることがあります）。

※事案によっては、このほかの資料の提出をお願いすることがあります。

7 その他

相続人が、自己のために相続の開始があったことを知ったときから 3 か月以内に相続財産の状況を調査してもなお、相続を承認するか放棄するかを判断する資料が得られない場合には、申立てにより、家庭裁判所はその期間を伸ばすことができます（「相続の承認又は放棄の期間の伸長」の説明を参照してください。）。

注 申立書の記載や資料の提出方法については、別紙「申立てや答弁書の住所の記載について」及び「調停・審判手続において提出する書類について」をお読みください。

注 家事事件手続（審判、調査等）においては、録音・録画・撮影は禁止されています。

(別紙)

相続放棄の申述の際に必要な添付書類

相続放棄をするご本人が申述書等を直接窓口へ提出する場合は、必ずご自身の認め印と身分を証する書類（免許証、パスポート、健康保険証等）をお持ちください。

戸籍について

1 「戸籍謄本」、「改製原戸籍謄本」、「除籍謄本」という名称の場合もありますが、名称にこだわらず下記のものをご準備ください。

2 戸籍は必ず謄本をお取りください。抄本は不可

1 放棄する人が被相続人（亡くなった方）の配偶者のとき

- ☐ 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- ☐ 被相続人の死亡時の戸籍（通常は1通）（3か月以内のもの）

2 「第一順位」＝放棄する人が被相続人（亡くなった方）の子のとき

- ☐ 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- ☐ 被相続人の死亡時の戸籍
- ☐ 放棄する人の現在の戸籍の謄本（3か月以内のもの）

3 「第二順位」＝放棄する人が被相続人（亡くなった方）の父母・祖父母等のとき

※先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申述できません。

- ☐ 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- ☐ 被相続人の出生時に初めて載った戸籍の謄本から死亡時までの戸籍の謄本すべて（被相続人が載っている戸籍を全部取る。）
- ☐ 放棄する人の現在の戸籍の謄本（3か月以内のもの）

4 「第三順位」＝放棄する人が被相続人（亡くなった方）の兄弟姉妹のとき

※先の順位者がいる場合はその人の相続放棄が受理されていないと申述できません。

- ☐ 被相続人の住民票の除票 又は 戸籍附票
- ☐ 被相続人の出生時に初めて載った戸籍の謄本から死亡時までの戸籍の謄本すべて（被相続人が載っている戸籍を全部取る。）
- ☐ 放棄する人の現在の戸籍の謄本（3か月以内のもの）
- ☐ 被相続人の父母・祖父母の死亡の記載がある戸籍の謄本

注1 上記戸籍謄本中、重複（共通）するものは、いずれか1通で可

→ 先順位者の放棄が受理されている場合、被相続人の住民票除票等共通のものは後順位者の申立時にあっては要しないこととしている。

2 相続人のうちに代襲相続人が含まれる場合、本来の相続人が死亡した記載のある戸籍謄本も必要です。

3 戸籍謄本（全部事項証明書）等は、原本に代えてコピー（写し）を提出していただいても差支えありません（担当裁判官の指示により、原本の提出を求められることがあります）。

4 放棄する人が未成年者及び被後見人の場合は、法定代理人である親権者や後見人の戸籍謄本又は登記事項証明書（特別代理人の場合は選任審判書謄本）が別に必要となることがあります。

また、放棄する人や被相続人が外国人の方の場合は、お取りいただく書類が異なりますので、当庁1階の家事手続案内室でお尋ねください。

5 書類を確認した結果、上記以外の書類の提出をお願いすることもあります。

申立書や答弁書の「住所」の記載について

東京家庭裁判所

申立書や答弁書に記載すべき「住所」とは

「生活の本拠」のことを指し、氏名と相まってあなたを特定するとともに、審理を行う管轄裁判所を定める基準のひとつとなります。

現在生活している場所が一時的な滞在場所に過ぎない場合や、生活している場所が複数存在する場合などは、具体的な生活実態等を踏まえて、あなたが「生活の本拠」に該当すると思われる場所を記載してください。もっとも、そのように記載された住所であっても、裁判官の判断により「生活の本拠」と認められない場合があります。

名所旧跡など「生活の本拠」とはおおよそ考えられない場所を記載することはできません。

ただし、あなたやあなたのご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある場合、**申立書等**には、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができます（もっとも、裁判官から、現在の住所の申告を求められることがあります。）。
上記太字の場合、以下に説明する申立書や答弁書の非開示希望や当事者間秘匿の手続は不要です。

現在の住所を記載しなければならない場合に、その住所を相手に知られたくないときは以下の2つの手続の利用を御検討ください。



非開示希望

住所やその他の情報が相手に知られることで、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められる場合に、相手からの閲覧謄写申請に備えて、**事前に、あなたの希望を申し出る手続**です。

●住所について非開示希望が認められても、調停成立や審判のときには、調停調書等に記載する住所の申告が必要です。その場合、相手に知られてもよい住所（例：夫婦間の事件における同居時の住所、実家等の過去の生活の本拠）を記載することができますが、裁判官から、現在の住所の申告を求められる場合があります。

●**非開示希望の手続は、申立書や答弁書以外の資料等に含まれる住所以外の情報についても利用できます（あなたの勤務先やお子さんの学校名など）。**

●**非開示希望を申し出るには、非開示の希望に関する申出書(書式No.5)を提出してください。**

●裏付け資料の提出は原則として必要ありません。手数料等の負担はありません。

当事者間秘匿

あなたを特定する情報（あなたの氏名、本籍、住所等）が相手に知られることで、あなたが社会生活を営むのに著しい支障を生じるおそれがあるとき、**申立てにより、裁判所が秘匿の決定を行う手続**です。

●申立てには以下の①～④の提出が必要です。

① 秘匿決定の申立書

② 秘匿事項届出書面

③ あなたが社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれについての裏付け資料

④ 申立手数料 収入印紙500円

郵便切手(審判・調停と同時申立て) 500円×2枚

(上記以外) 500円×2枚、110円×4枚

●申立てが認められた場合、

・申立書等に「代替氏名A」「代替住所A」などと記載することができます。

・相手が取消し申立てなどをすることがあります。

●申立てが却下された場合、申立人は、不服申立て（即時抗告）ができます（申立手数料等が別途必要です。）。



どちらの手続も、裁判官の判断により認められないことがあります。

2つの手続の適用場面やメリット・デメリットを踏まえて、自分にあった手続を自分で選ぶですね。

調停・審判手続において提出する書類について

東京家庭裁判所

調停・審判手続では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停では調停委員会の指示に、審判では裁判官の指示に従って提出してください。

資料等を提出するときの留意点

- 書類には、相手に知られたくない情報や、そのことを推測させることを書かないでください。
- 相手に知られたくない情報が資料に含まれている場合、裁判所に見せる必要がないと思われる部分（例：源泉徴収票の住所、マイナンバー等）に、マスキング（黒塗り）をして、その部分が見えないようにしてから提出してください。
- 相手に知られたくない情報の部分を裁判所が見る必要がある場合は、非開示希望の手続をしてください。
- 調停手続では、裁判所用のコピー 1 通を提出するとともに、調停期日には、ご自身用の控えを持参してください（提出する書類を相手に見せる必要がある場合は、相手用及び裁判所用として、相手の人数 + 1 通のコピーを提出してください。）。
- 審判手続では、提出された書類は、原則として、相手にも交付します。相手の人数 + 1 通（裁判所用）のコピーを提出してください。

重要

あなたの大切な情報は、あなた自身の手でしっかりと守ってください。

裁判所は、あなたが提出する書面等に、知られたくない情報が含まれているかを把握することはできません。相手に知られたくない情報がマスキングされことなく、非開示希望の手続もされずに提出されると、その情報が相手に伝わってしまい、重大な事故が発生してしまうことがあります。

裁判所の手続では、自分の情報は、自分でしっかり管理する必要があるんですね！



書類等の閲覧・謄写（相手が見たり、コピーしたりすること）について

- 申立書は、法律の定めにより、原則として相手方に送付されます。
- 手続の相手は、あなたが裁判所に提出した書類等の閲覧・謄写申請をすることができます。
- 調停手続では、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮し、閲覧謄写申請が相当と認められる場合には許可することがあります。
- 審判手続では、あなたが提出した書類等が審判の資料とされた場合において、あなたやご家族が社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがあるなどと認められない限り、相手からの閲覧謄写申請があったときは、許可されます。

1 主張書面（あなたの言い分や反論等を記載する書面）について

秘匿決定がされた場合は、住所や氏名に代えて、代替住所や代替氏名を記載すれば、真実の住所や氏名を記載したものとみなされます（代替氏名の場合は押印不要）。

(記載例)

と じ し ろ (3 cm)	令和○年(家) 第○○○○号	次回期日	○月○日
	申立人	○○○○	
	相手方	○○○○	
	主 張 書 面		
		令和○年○月○日	
		申立人	○ ○ ○ ○ 印
	○○に関する主張は、・・・・・・・・・・		

- ・ A 4 サイズの用紙に、原寸大でコピーしてください（上記 1 と同様に、用紙の左側に 3 c m 程度のとじしろ（余白）を空けてください。）。
- ・ 資料の原本は、調停期日又は審判期日に持参してください。
- ・ 相手に知られたくない情報やそのことを推測させる情報は書かないでください。それらの情報がある場合は、マスキング（黒塗り）をしてください。

※ 原本に黒塗りしてしまうと、後でその部分の情報がわからなくなってしまいます。

コピーに黒塗りをしただけでは隠した部分が裏側から透けて見えてしまう場合があります。コピーに黒塗りし、さらにコピーするといった工夫が考えられます。

- ・ 個人番号（マイナンバー）も、マスキング（黒塗り）をしてください（家庭裁判所では、マイナンバーが必要な手続はありません。マイナンバーが含まれる書類は、返却の上、再提出をお願いすることがあります。）。
- ・ 後日、裁判官から、資料の内容を説明する書面の提出を求められる場合があります。

令和 ○ 年分 給与所得の源泉徴収票

マイナンバー

住所	〒 黒塗り	(受給者番号)	
支払を受ける者の住所又は居所	〒 黒塗り	(個人番号)	黒塗り
		(役職名)	正社員

(良い例) 黒塗りににより、文字が完全に隠れている。	(悪い例) 文字の一部がはみ出している（情報が推測できてしまう場合があります。）
----------------------------	--

(源泉) 控除対象配偶者の氏名 氏名	配偶者 (特別)	控除対象者の氏名 (右詰で記載してください。)
個人番号又は法人番号	黒塗り	黒塗り
住所 (居所) 又は所在地	黒塗り	黒塗り
氏名又は名称	黒塗り	黒塗り

勤務先（学校、通院している病院）などの情報がないかも、十分確認してください。

- ◎収入関係書類（住所・勤務先・マイナンバー等）
 - ・源泉徴収票・給与明細書
 - ・確定申告書（写し）
 - ・（非）課税証明書 など
- ◎診断書（通院先の病院）
- ◎通知表（通学する学校）
- ◎手紙、スマホの画面（住所、駅名や施設名など）